

第 6 章 地 盤 沈 下

本県の地盤沈下は建設省国土地理院が実施した水準測量によって、鳥取市本町（遷喬小学校）にある一等水準点で昭和40年から45年までに13.8cmの沈下が観測された。

また、環境庁は昭和46年度に地盤沈下メカニズム研究会に全国調査を委託し、鳥取平野がその対象として概況調査がされた。

県では、これを契機として昭和48年度に専門家による地盤沈下協議会を設置し、昭和49年度鳥取市に水準点5点を設置するとともに国土地理院に水準測量を要請し、その後、昭和51～53年度に県・国土地理院共同で、昭和54年度以後は県単独で、水準測量を実施している。

1 地盤沈下の状況

昭和60年度（S597～607）の1年間の地盤沈下状況は、水準点21点中最大が、秋里〔因幡浄苑：水準点番号(7)〕の1.94cm、次いで江津〔中央病院 水準点番号(8)〕の1.67cm、田園町四丁目〔建設省鳥取工事事務所 水準点番号「建」〕の1.37cmとなっている。

年間1cmを越える沈下が観測されたのは以上の3地点で、いずれも市街地北部の水準点である。

他の18地点は、すべて年間1cm未満の沈下となっている。

沈下量は、市街地南部に行くに従って減少しており、寿町〔西中正門前 水準点番号(1)〕で0.43吉方温泉一丁目〔日進小 水準点番号(2)〕で0.10cmとわずかになっている

2 沈下量の推移

昭和49年度から測量を実施している14地点の中で、最大の沈下量を示す田園町三丁目〔国道29号線喫茶あどあ前 水準点番号029-119〕についてみると、昭和49～55年度の年間沈下量は3.90～3.55cmで、毎年ほぼ同量の沈下であったのに対し、昭和56年度2.61cm、昭和57年度2.25cm、昭和58年度1.16cm、昭和59年度1.02cmと減少してきており、昭和60年度は0.67cmと初めて1cm未満の沈下となっている。

他の地点でも、昭和60年度の沈下量と昭和49～59年度の年間沈下量を比較すると、年度により増減はあるものの、いずれの水準点も沈下量は減少している。

また、昭和53～55年にかけて新たに測量を開始した7地点についても、昭和60年度の沈下量は以前に比べて減少しており、市街地北部の地点においても年間2cm未満の沈下となっている。

次に、水準点21点中の年間2cm以上沈下した地点の数をみると、昭和56年度が5地点、昭和57年度が4地点、昭和58年度及び昭和59年度が3地点、昭和60年度が0地点となっている。

全体的にみると、市街地北部を含め、沈下は鈍化の傾向にあり、特に南部では沈下量がごくわずか

となっている。

3 地盤沈下原因の推定

鳥取平野は、千代川の流域に発達した沖積平野で、層厚50m程度の洪積層と、層厚30m程度の沖積層が発達し、いわゆる軟弱地層となっている。

地盤沈下の原因については、沖積層の粘土層、特に軟弱な上部粘土層（層厚5～10m程度）の圧密によるものと想定されるが、地質の状況、地下水利用及び都市化の進捗状況等により、地区によって沈下量に差が見られるものと思われる。

表 1 1 8 鳥取市内各水準点の沈下量

(単位：cm)

水準点番号	029-119	009-209	(1)	029-118	1067	(3)	1068	(2)	(4)	029-116	1121	1066	(5)	053-133	「建」	029-117	(7)	(8)	009-210	(9)	(10)
所在地	三田 丁園 目町	二松 丁並 目町	寿 町	西町 五丁目	本町 一丁目	行 徳	新 品 冶	一吉 方 温 目泉	幸 町	四吉 方 温 目泉	四立 丁川 目町	吉 成	富 安	二今 丁 目町	四田 丁園 目町	庵丁 人町	秋 里	江 津	安 長	秋 里	秋 里
昭和60年度の沈下量 (S 59.7~60.7)	0.67	0.37	0.43	0.23	0.35	0.18	0.07	0.10	+0.03	0.13	0.13	+0.06	+0.05	+0.12	1.37	0.14	1.94	1.67	0.92	0.31	0.55
昭和49~60年度の沈下量 (S 49.6~60.7) ()は平均年間沈下量	30.57 (2.76)	15.51 (1.40)	14.76 (1.33)	12.47 (1.13)	10.62 (0.96)	8.55 (0.77)	6.06 (0.55)	5.00 (0.45)	2.62 (0.24)	2.51 (0.23)	2.08 (0.19)	2.30 (0.21)	2.09 (0.19)	注1. S 49.6 53.7 1.20 S 55.7 60.7 0.17 (0.15)	注2. S 53.7 60.7 26.88 (3.84)	注3. S 54.7 60.7 1.52 (0.25)	注4. S 54.7 60.7 14.13 (2.83)	注4. S 55.7 60.7 12.64 (2.53)	注4. S 55.7 60.7 7.58 (1.52)	注4. S 55.7 60.7 4.35 (0.87)	注4. S 55.7 60.7 5.06 (1.01)
備考	国道29号線 喫茶あどあ前	国道9号線 ホルモンマコ前	西中正門前	国道29号線 太平ビル前	遷喬小学校	慈眼寺	景福寺	日進小学校	市立病院	国道29号線	大雲院	ヨサイザルワ 附近	職業訓練校	今町交差点	鳥建設省 工事事務所	国道29号線 ウ理容店横	因幡浄苑	中央病院	安国道9号線 バス停前	荒木神社	工業試験場

- (注) 1 053-133は、昭和54年度水準点が移動し、昭和55年度から測量を再開したもの。
 2 「建」は、昭和53年度から測量を開始したもの。
 3 029-117 は、昭和54年度から測量を開始したもの。
 4 (7)、(8)、009-210、(9)、(10)の5点は、昭和55年度から測量を開始したもの。
 5 沈下量の+は隆起したもの。

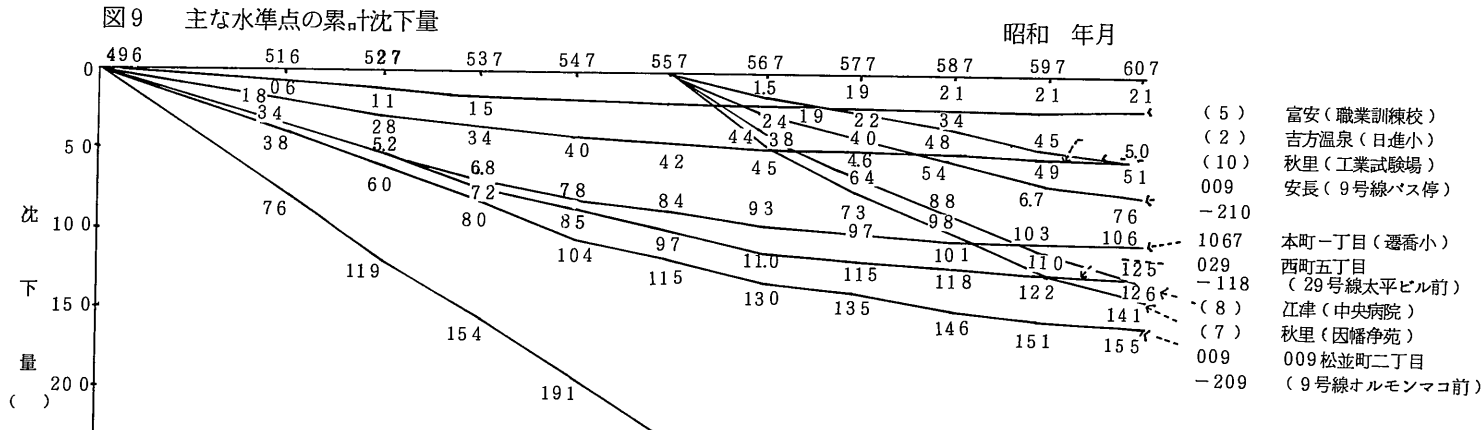
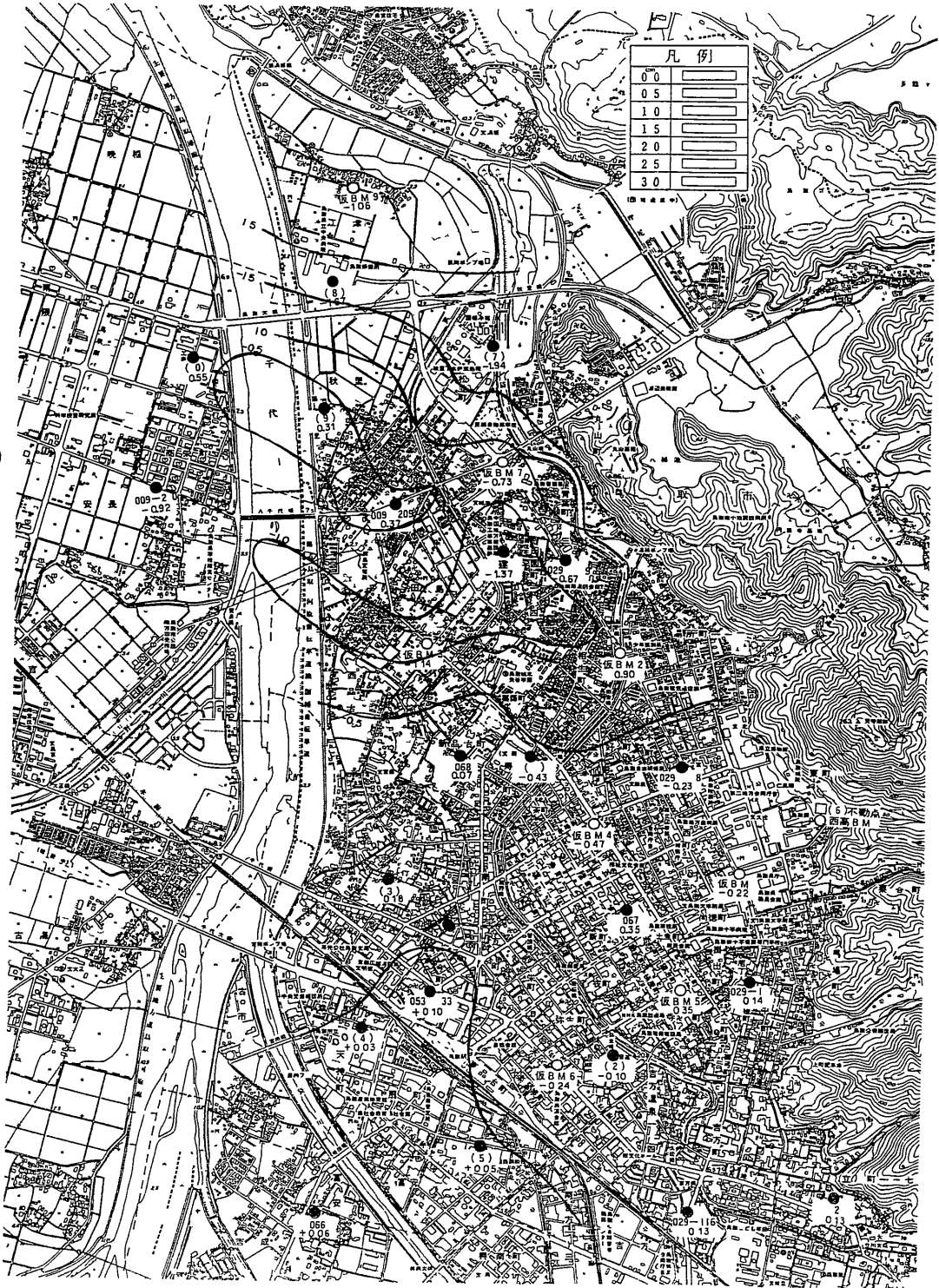


図10 鳥取市地盤沈下等量線図(昭和59年7月~昭和60年7月の沈下量 cm)



凡例 昭和59年7月~昭和60年7月の沈下等量線 ● 水准点

第7章 そのほかの環境汚染物質

第1節 休廃止鉱山の重金属

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和45年12月25日法律第139号）では土壌汚染の原因となる物質のうち、人の健康上問題があるものとしてカドミウムが、又農作物の生育上問題があるものとして銅、砒素が指定されている。

カドミウムについては玄米中の含有量1mg/kg以上、銅については土壌中の含有量125mg/kg以上、砒素については土壌中の含有量15mg/kg以上のものがそれぞれ被害があるとされている。

休廃止鉱山のなかで、現在まで鉱害として問題になっているものは、岩美町荒金の岩美鉱山、鳥取市百谷の百谷鉱山である。

〔岩美鉱山〕明治22年に開坑された鉱山で、銅を含んだ鉱水は下流の小田川流域の水田約200ヘクタールに被害を及ぼし、昭和46～47年にかけて実施した調査では88検体の玄米のうち22検体の玄米にカドミウム的人為的汚染（カドミウム0.4mg/kg以上）が認められたが、食品衛生法上食品として取り扱われないカドミウム1mg/kg以上を含む玄米は認められなかった。

また、土壌については、昭和54～56年、60年にかけて実施した調査で米の収量に影響があると判断される125mg/kg以上の銅を含む土壌が181地点中92地点あり、この調査結果に基づき、小田川地域の農用地534ha（台帳面積）を農用地土壌汚染対策地域として昭和61年2月14日指定し、農用地土壌汚染対策計画を策定中である。

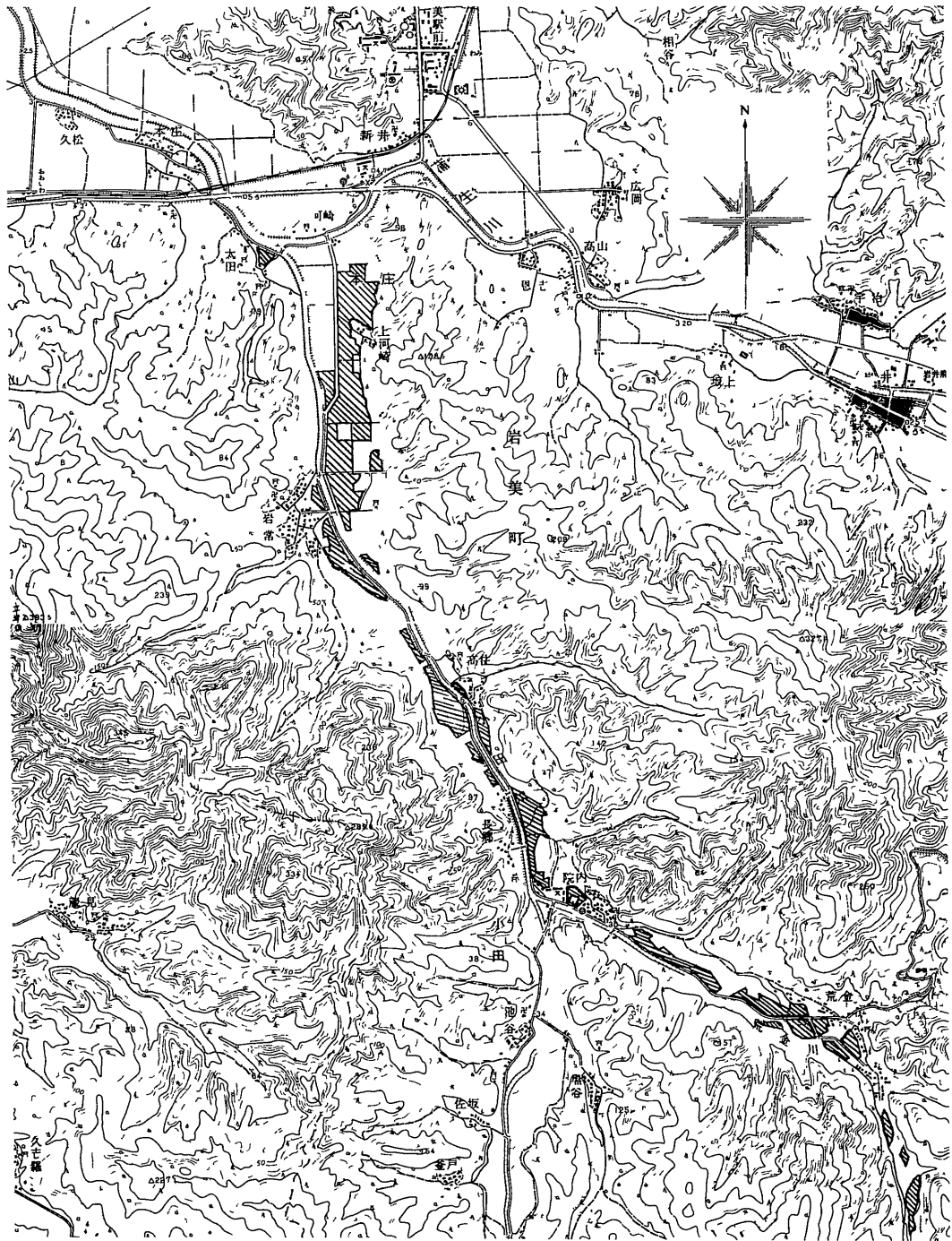
なお、鉱害対策として昭和47～59年度に事業費累計836,586千円で鉱水処理施設、沈殿物たい積場の設置及び整備、捨石たい積場の防護施設工事等を行ってきたが、昭和60年度は事業費940.862千円で堆積場鉱害防止工事等を実施した。

〔百谷鉱山〕開坑の歴史は古い鉱山で、昭和47・48年度に、下流20ヘクタールに実施した調査では、玄米26検体のうち、人為的汚染（カドミウム0.4mg/kg以上）の認められたものが2検体あった。土壌では銅125mg/kg以上のものが23地点のうち7地点認められた。

鉱害対策としては百谷鉱業（株）は、昭和48年に銅の高汚染地域1.1ヘクタールの客土事業と坑口の完全閉鎖、農業用水路の新設等を行い現在に至っている。

図11 農用地土壌汚染対策地域（小田川地域）の区域（斜線で示した区域）

(6.1.2.14 県公報資料)



第2節 水銀等重金属類の汚染状況

水銀等による環境汚染、食品汚染の実態を知るため、農用地について土壌、農作物調査を実施するとともに、県内魚介類10検体、県外魚介類10検体について魚介類調査を行った。その結果は表のとおりである。

1 土壌、農作物調査

小田川流域の水田140ヘクタールに対し、玄米中のカドミウム含有量について30地点及び土壌中の銅含有量について23地点で細密調査を実施した。

その結果についてみると、玄米中のカドミウム含有量は30地点平均で0.27mg/kgであり、「食品衛生法」で定めている玄米のカドミウム基準値1mg/kgを上回るものはなかったが0.4mg/kgをこえるものが6地点で検出されている。また、土壌中の銅含有量は23地点平均で122.4mg/kgであり、銅125mg/kg以上のものが23地点のうち9地点で検出されている。

表119 玄米、土壌中の重金属調査結果

(単位 mg/kg)

地 区	玄 米 中 の カ ド ミ ウ ム			土 壌 中 の 銅		
	調査地点数	最高値～最低値	平均値	調査地点数	最高値～最低値	平均値
岩美町大字荒金	3	0.31～0.06	0.16	1	—	230.7
“ 院内	2	0.05～0.02	0.04	1	—	126.1
“ 長郷	3	0.11～0.06	0.08	1	—	102.1
“ 高住	3	0.38～0.19	0.26	3	120.2～104.5	113.7
“ 岩常	10	0.79～0.05	0.29	14	150.8～98.6	118.1
“ 河崎	4	0.63～0.13	0.42	3	128.0～112.2	120.4
“ 太田	5	0.71～0.08	0.38	—	—	—
合 計	30	0.79～0.02	0.27	23	230.7～98.6	122.4

(注) 昭和60年度農業改良課調査

2 魚介類調査

県内産魚介類10検体、県外産魚介類10検体について総水銀の調査を行ったが、いずれも暫定的規制値(昭和48年7月23日厚生省暫定的規制)総水銀0.4ppmを下回っている。

表120 魚介類調査結果

区 分	総 水 銀						備 考
	検体数	適	不 適	最高値	最低値	平均値	
県内水揚魚介類	10	10	0	0.19 ^{ppm}	ND ^{ppm}	0.05 ^{ppm}	
県外水揚魚介類	10	10	0	0.24	0.01	0.07	
計	20	20	0	0.24	ND	0.06	

(注) 昭和60年度衛生課調査

第3節 PCBの汚染状況

PCBによる食品の汚染の実態を知るため暫定的規制値の設けられている食品30検体の調査を行ったが、いずれも暫定的規制値（昭和47年8月24日厚生省暫定的規制）を下回っていた。

表121 食品調査結果

種類別			総検体数	検出値			暫定的規制値	適	不適	備考
				最高値	最低値	平均値				
魚介類	県内水揚	遠洋沖合魚介類	2	ND ^{ppm}	ND ^{ppm}	— ^{ppm}	0.5 ^{ppm}	2	0	とびうお、さば、いか、はたはた、ひらめ、かつお、いわし、たい、あじ、めばる、かます
		内海内湾魚介類	8	0.01	ND	—	3	8	0	
	県外水揚	遠洋沖合魚介類	6	0.04	ND	—	0.5	6	0	
		内海内湾魚介類	4	ND	ND	—	3	4	0	
	計		20	0.04	ND	—	—	20	0	
牛乳			—	—	—	—	—	—		
乳製品			—	—	—	—	—	—		
肉類			8	ND	ND	—	0.5	8	0	牛肉、豚肉、鶏肉
卵類			2	ND	ND	—	0.2	2	0	鶏卵
合計			30	—	—	—	—	30	0	

(注) 昭和60年度衛生県調査

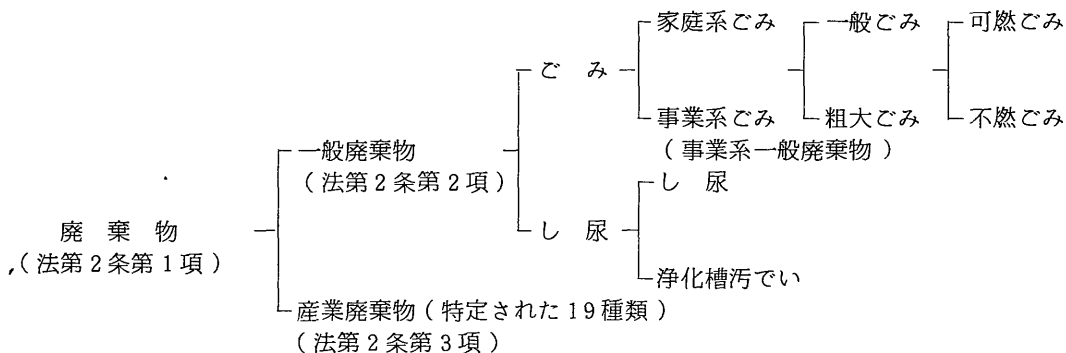
ND 検出されず(0.01未満)

第 8 章 廃 棄 物

経済の成長、生活水準の向上に伴う各種廃棄物の量的増大と質的变化には著しいものがあり、これらの現状に対処し、廃棄物を適正に処理するため、昭和 45 年廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）が制定され、翌年 9 月施行された。

廃棄物は、次表に示すとおり事業活動に伴って排出されるもののうち法令で特定された産業廃棄物と、それ以外の一般廃棄物に分類される。一般廃棄物と産業廃棄物は、それぞれの処理体系に属することとなるが、一般廃棄物の処理は市町村の固有事務とされ、他方産業廃棄物は、排出事業者の処理責任が明定されている。

表 122 廃棄物の分類



第 1 節 一般廃棄物の現況

一般廃棄物は、し尿とごみに大別されるが、市町村はこれらの処理について、廃棄物処理法第 6 条に定めるところにより、処理すべき区域を定め、当該区域内における一般廃棄物の処理について所定の計画を策定し、これに基づき収集、運搬、処理処分をすることになっている。

計画的に収集された一般廃棄物を生活環境の保全上支障のないよう適正に処理処分するためには、処理施設を整備し、これらの施設において衛生的に処理する必要があるが、施設整備については、各市町村において廃棄物処理施設整備緊急措置法に基づき、国が定める計画によって整備事業の推進が図られている。

昭和 60 年度末現在において、一般廃棄物処理施設による衛生処理の体制は、おおむね整備されているが、今後、排出量の増大及び施設の老朽化等に伴い各市町村において、施設の新増設及び更新等、処理率の向上が図られるよう検討する必要がある。

1 し尿処理

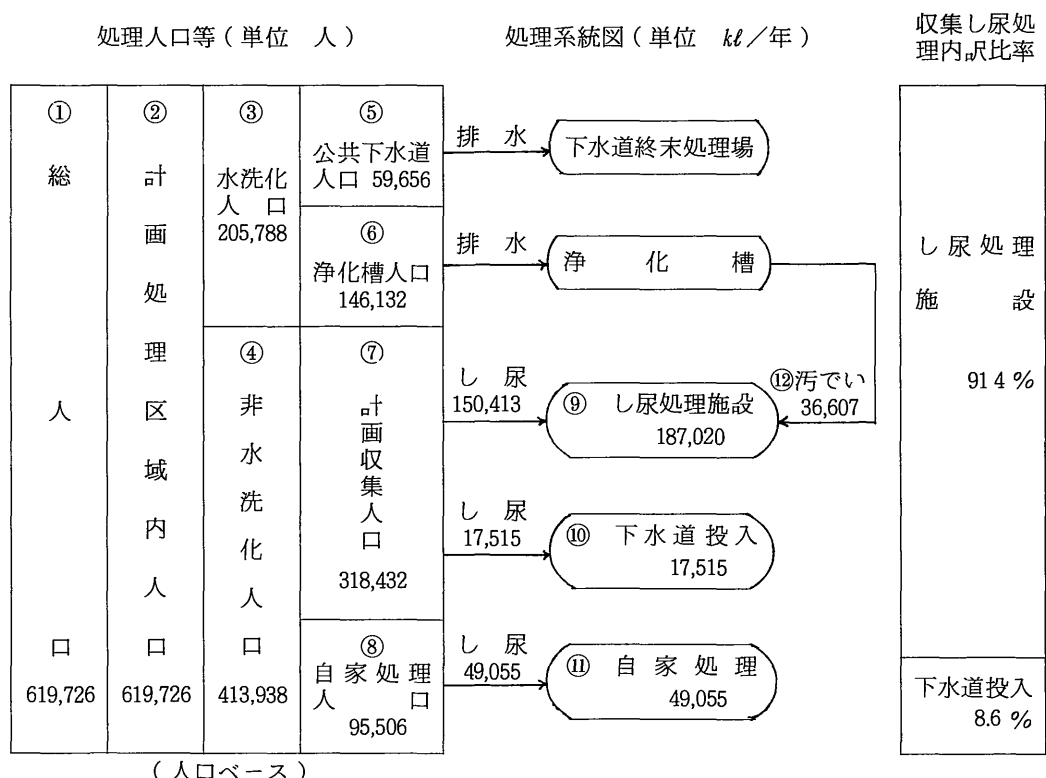
し尿の処理については、公共下水道の整備により下水道終末処理施設で処理することが望まし

いが、下水道が普及していない地域においては浄化槽が普及しつつある。

しかし、大半の家庭は、くみ取り便所であり、これらのくみ取りし尿及び浄化槽汚でい等は、し尿処理施設等において衛生処理する必要がある。昭和59年度におけるし尿の処理状況については、図12に示すとおりである。

し尿処理施設の整備状況等は表123に示すとおりであるが、処理率の向上及び施設の老朽化等に伴う新增設及び更新を関係市町村において検討する必要がある

図12 し尿処理の状況（昭和59年度実績）



- 計画区域率 ②/① × 100 = 100.0%
- 水洗化率 ③/① × 100 = 33.2%
- 非水洗化率 ④/① × 100 = 66.8%
- 計画収集率 A ⑦/① × 100 = 51.4%
- 自家処理率 A ⑧/① × 100 = 15.4%
- 公共下水道水洗化率 ⑤/① × 100 = 9.6%
- 浄化槽水洗化率 ⑥/① × 100 = 23.6%
- 計画収集率 B ⑦/④ × 100 = 76.9%
- 自家処理率 B ⑧/④ × 100 = 23.1%

1人1日当たりし尿収集量 $(⑨ + ⑩ - ⑫) \times 10^3 - ⑦ \div 365 = 1.44 \text{ } l/人 \cdot 日$

1人1日当たり浄化槽汚でい収集量 $⑫ \times 10^3 \div 365 = 0.69 \text{ } l/人 \cdot 日$

1人1日当たりし尿排出量 $(⑨ + ⑩ + ⑪ - ⑫) \times 10^3 - ④ \div 365 = 1.44 \text{ } l/人 \cdot 日$

表 123 し尿処理施設の整備状況

(昭和60年3月末現在)

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	A 施設の規模 (kl/日)	処理方式	稼動開始年月	B 昭和59年度中の年間処理実績 (kl/年)	$\frac{B}{A \times 365}$	残渣量 (t/年)
東部広域行政管理組合	因幡浄苑	鳥取市秋里 1037番地	170	好気性 消 化	46 11	50,451	0.81	120
中部広域行政管理組合	日の宮 浄 苑	倉吉市小田字日の 宮3番地	120	嫌気性 消 化	40 7	44,812	1.02	2,410
米子市ほか 9か町村衛生施設組合	米子市 浄化場	米子市安倍 214番地	56	嫌気性 消 化	39 1	13,637	0.67	76
			120	好気性 消 化	49 12	33,332	0.76	162
	白 浜 浄化場	西伯郡淀江町中間 856番地	80	好気性 消 化	42 4	22,770	0.78	420
境 港 市	境 港 市 浄化場	境港市小篠津町無 番地	56	嫌気性 消 化	39 4	15,246	0.75	276
日野町・江 府町・日南 町衛生施設 組	清化園	日野郡江府町大字 佐川2番地	30	二段活性 汚 で い	58 3	5,772	0.53	43
計			632	/	/	186,020	0.81	3,507

2 ごみ処理

地域住民の日常生活に伴って排出されるごみは、量的には増大傾向から横ばいの傾向に転じているが、質的にはなお多様化の傾向をたどっており、市町村ではこれらのごみ及び事業活動に伴って生じる廃棄物のうち所定のものについて、収集 運搬、処理、処分に至る一連の作業を処理計画の中で定めている。

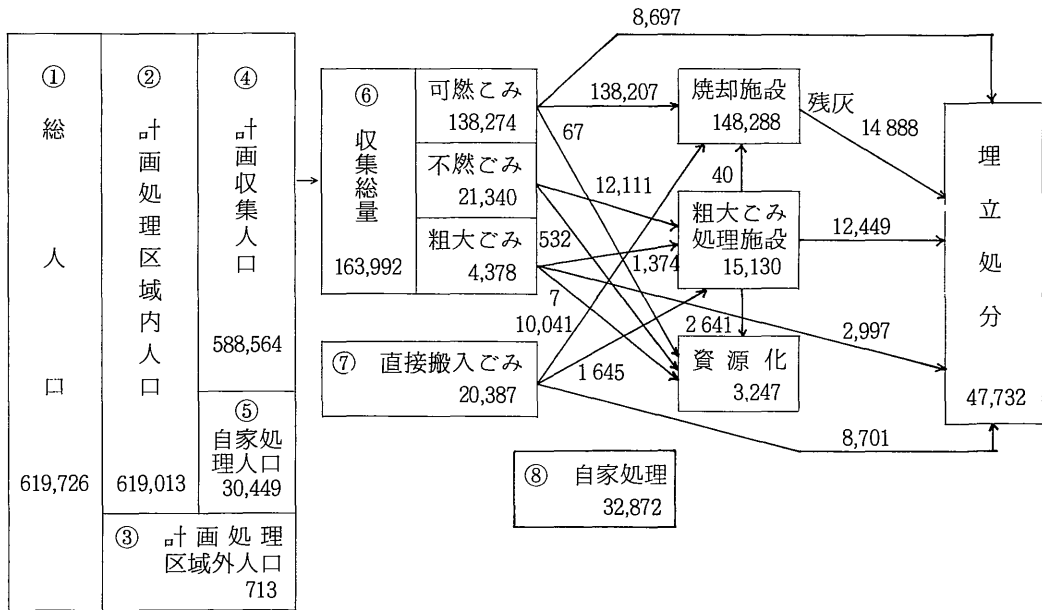
昭和59年度におけるごみ処理の状況は、図13及び図14のとおりであるが、市町村の収集計画により収集されているものは、計画処理区域内の総排出量の75.2%、事業系一般廃棄物等直接搬入量は9.3%、自家処理量は15.5%である

なお、ごみ処理施設整備状況は、表124、表125のとおりである

図 13 ごみ処理の状況（昭和59年度実績）

処理人口等（単位 人）

処理系統図（単位 トン／年）



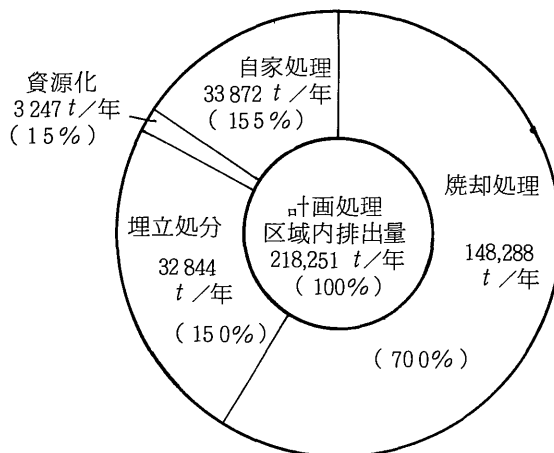
計画収集区域率 $(2) / (1) \times 100 = 99.9\%$

計画収集率 $(4) / (1) \times 100 = 95.0\%$

1人1日当たりごみ排出量 A $(6) \times 10^6 - (4) - 365 = 763 \text{ g/人日}$

1人1日当たりごみ排出量 B $((6) + (7) + (8)) \times 10^6 - (2) - 365 = 965 \text{ g/人日}$

図 14 計画処理区域内におけるごみ処理の状況



(注) 埋立処分には、残灰は含まない。

表 124 こみ処理施設（粗大ごみ処理施設を除く）整備状況

（昭和60年3月末現在）

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	A 施設 の規 模 (t/日)	炉型式	稼動 開始 年月	B 昭和59 年度中の 年間処理 実績 (t/年)	稼動率		残渣量 (t/年)
							$\frac{B}{A \times \text{稼動日数}}$		
鳥取市	神清谷 清掃工場	鳥取市西今在家 227	180	連続 焼式	49 11	40 258	0 69		4,595
国府町	こくふ浄苑	国府町岡益 524、525	6	機械化 ハッチ式	46 12	1,603	1 05		112
岩美町	岩美町 清掃工場	岩美町大字浦富 字坊谷	30	〃	53 6	2 912	0 47		317
福部村	福部浄苑	福部村大字中 109	6	〃	50 4	800	0 48		80
河原町	河原町 ごみ処理場	河原町大字郷原 434 2	5	固定 ハッチ式	46 4	120	0 57		7
			8	機械化 ハッチ式	52 4	1,125	0 55		60
若桜町	若桜町 菅塵芥処理場	若桜町大字浅井	10	〃	51 5	1,011	0 35		88
智頭町	智頭町 菅塵芥処理場	智頭町大字市瀬 1643 2	8	固定 ハッチ式	44 6	1,512	0 64		132
八頭東部 衛生施設組合	組合立 ごみ処理場	船岡町大字水口 142 2	20	機械化 ハッチ式	50 10	3 147	0 54		168
佐治用瀬ごみ 処理施設組合	〃	佐治村大字葛谷 字水工谷478-2	12	〃	48 7	1,404	0 61		45
気高郡 衛生施設組合	〃	気高町大字八束 水字ガーガ谷	20	〃	48 4	5 732	0 95		433
中部広域 行政管理組合	向山 清掃工場	倉吉市和田東町 893	36	〃	44 8	8,332	0 92		1,017
	東伯 清掃工場	東伯町田越104	50	〃	49 12	15 466	1 14		1,546
	赤碓分場	赤碓町篁津 514 2	5	〃	45 3	664	0 47		66
米子市	米子市 菅塵芥処理場	米子市長砂町 946 1	60	〃	46 10	0	0		0
	米子市 清掃工場	米子市河崎 3333	290	連続 焼式	54. 4	38,559	0 44		4,102
境港市	境港市 菅塵芥処理場	境港市福定町 673	30	固定 ハッチ式	41 4	6 887	0 79		758
			20	〃	48 4	4 592	0 83		505
西伯町外2カ町 清掃施設 管理組合	新宮谷 焼却場	西伯町大字法勝 寺字新宮谷22 1	7	〃	47 5	0	0		0
	能竹焼却場	西伯町能竹	10	機械化 ハッチ式	55 6	1 465	0 48		89
日吉津村	日吉津村 菅塵芥処理場	日吉津村日吉津 1,866	3	固定 ハッチ式	44 2	0	0		0
			3	機械化 ハッチ式	56 1	616	0 69		11

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	A 施設の 規模 (t/日)	戸型式	稼動開 始年月	B 昭和59 年度中の 年間処理 実績 (t/年)	稼動率 $\frac{B}{A \times \text{稼動日数}}$	残渣量 (t/年)
淀江町	淀江町 ごみ焼却場	淀江町大字福岡 字高尾谷	10	機械化 ハッチ式	53 4	1,702	0.76	175
大山町	大山町 塵芥処理場	大山町上万 212	5	固定 バッチ式	46. 9	0	0	0
	大山町環境 美化センタ	大山町豊房	12	機械化 バッチ式	56. 1	1,143	0.32	45
名和町	名和町 塵芥処理場	名和町大字大塚 877 2	3	固定 バッチ式	44. 4	593	0.86	30
			5	機械化 バッチ式	51. 4	1,348	0.88	91
中山町	中山町 営 塵芥処理場	中山町羽田井字 中山原1419-226	5	〃	49 7	1,549	1.01	102
日野町	日野町 塵芥処理場	日野町黒坂 187	3	固定 バッチ式	45. 7	490	0.55	32
			5	機械化 バッチ式	53. 4	912	0.61	60
日南町	日南町 ごみ焼却場	日南町生山 450	7	固定 バッチ式	48. 5	1,497	0.80	52
江府町	江府町 塵芥処理場	江府町江尾 475	2	〃	45. 2	233	0.37	11
			5	機械化 バッチ式	54. 4	1,356	0.88	68
溝口町	溝口町 塵芥処理場	溝口町上野カマ 谷110 1	2	固定 バッチ式	45. 4	0	0	0
			7	〃	50. 4	1,722	0.82	91
計			890			148,774		14,888

表 125 粗大ごみ処理施設

(昭和60年3月末現在)

設置主体名	処理場名	型式	A 公称能力 (t/日)	稼動開始 年 月	B 年間処理 実績 (t/年)	計量	C 稼動日数
中部広域行政 管理組合	向山 清掃工場	圧縮・破砕併用	50	48 4	5 000	有	272
西部広域行政 管理組合	中海処理場	圧縮・破砕併用	100	48 8	10 381	有	296
計			150		15 381		

3 最終処分場

収集された廃棄物は、焼却、破碎等、物理的・化学的又は、生物学的な方法により減量、安定化され、生活環境の保全上支障のないものとして自然の受容能力の中に包含されなければならない。

現在のところ本県においては、海洋投棄は行われていないので、市町村が設置しているごみ処理施設から排出される焼却残灰及び収集された不燃物等は、最終処分場において埋立処分されている。

市町村が確保している最終処分場は表126に示すとおりであるが、今後生活様式の変化等とごみの中に含まれる不燃性分の増大及び既存の処理場の埋立完了に伴い、新たな用地の確保を関係市町村において検討してゆく必要がある。

表126 ごみ埋立処分地整備状況

(昭和60年3月末現在)

設置主体名	埋立地名	所在地	埋立て開始年	埋立て終了予定年月	面積(m ²)	全体容量(m ³)	残余容量(m ³)	59年度埋立て実績(m ³ /年)	
東部広域行政 管理組合	末恒不燃物処理場	鳥取市伏野2,228	59 4	69 3	42 000	450 900	424 000	12 235	
岩美町	岩美町清掃 工場灰捨場	岩美町大字恩志 字奥飯部	53 9	62 8	950	5 700	3 397	337	
国府町	こくふ浄苑	国府町大字岡益 524	46 12	61 3	950	4 100	640	240	
福部村	福部村残渣処分地	福部村大字中	50 4	66 3	881	1,762	1,077	80	
青谷町	青谷町一般家庭 粗大ごみ処理場	青谷町大字蔵内 213	56 3	59 3	682	1,023	100	39	
河原町	河原町ごみ埋立地	河原町大字中井 437	47 4	60 3	5 700	17,100	6 276	354	
若桜町	若桜町営 不燃物処理場	若桜町大字浅井	46 4	67 3	4 553	22 765	8,275	1,026	
佐治・用瀬ごみ 処理施設組合	佐治・用瀬ごみ 処理施設最終処分場	佐治村葛谷	54 8	64 7	200	600	125	0	
中部広域行政 管理組合	向山埋立地	倉吉市和田東町	44 8	59. 3	6 000	17,000	963	983	
	東伯埋立地	東伯町大字田越	49 12	60 3	10 000	100 000	81 176	1 613	
	岡埋立地	倉吉市岡	55 12	59 12	6,984	30 822	5 100	0	
名和町	名和町焼却 残渣埋立地	名和町西坪 1 074 1	59 4	61 3	2,000	1,800	1,400	300	
日吉津村	日吉津村 残灰埋立地	日吉津村日吉津	46 4	59 3	120	320	54	11	
境港市	不燃物埋立地	境港市渡町119	46 5	62 3	11,827	70,962	10 278	5 152	
淀江町	佐陀不燃物 処理場	淀江町大字佐陀 字灘浜1456 1	51 4	60 3	892	3 570	612	210	
西部広域行政 管理組合	米子市祇園町沖	米子市祇園町2 丁目	47 11	62 3	233 766	941,600	166 573	20 829	
計						327,505	1 670,024	710 046	43 409

4 浄化槽

近年、生活水準の向上、生活様式の変化等に伴い、便所の水洗化への要望がたかまり 県内の浄化槽の設置基数も毎年1500基から2300基増加しており、昭和60年度末には26,142基を数えている。

浄化槽については、構造、工事、保守点検 清掃が適正を欠くために周辺からの苦情の原因となり、その放流水による公共用水域の水質汚濁が問題となることも少くなかった。

このため、浄化槽の製造、設置、管理にわたる一連の過程を一元的にとらえて規制を強化し、同時に設置、管理の業務に携わる者の身分資格を確立するため浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法律」という。）が公布され、昭和60年10月1日から全面施行されたところである。

県では、浄化槽保守点検業者の登録制度を設けることにより、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するために、鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年鳥取県条例第20号。以下「条例」という。）が昭和60年10月1日に施行された。

また、鳥取県し尿浄化槽指導要綱（昭和52年11月）で規定していた事項が一部法律及び条例で規定されたことからこれを廃止し、新しく浄化槽の性能及び設置等について事前に指導するため、鳥取県浄化槽指導要綱（昭和61年4月）を策定したところである。

したがって今後は、法律及び条例等に基づいて、浄化槽の設置、維持管理及びし尿等の処理が適正に行われ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、市町村及び関係業界と協力してこれに当たっているところである。

浄化槽の設置基数の推移及び各保健所管内別設置基数は、それぞれ図15及び表127に示すとおりであり、法律及び条例の規定により知事の登録等を受けた浄化槽工事業者及び浄化槽保守点検業者の数は表128、表129のとおりである

図15 浄化槽設置基数の推移

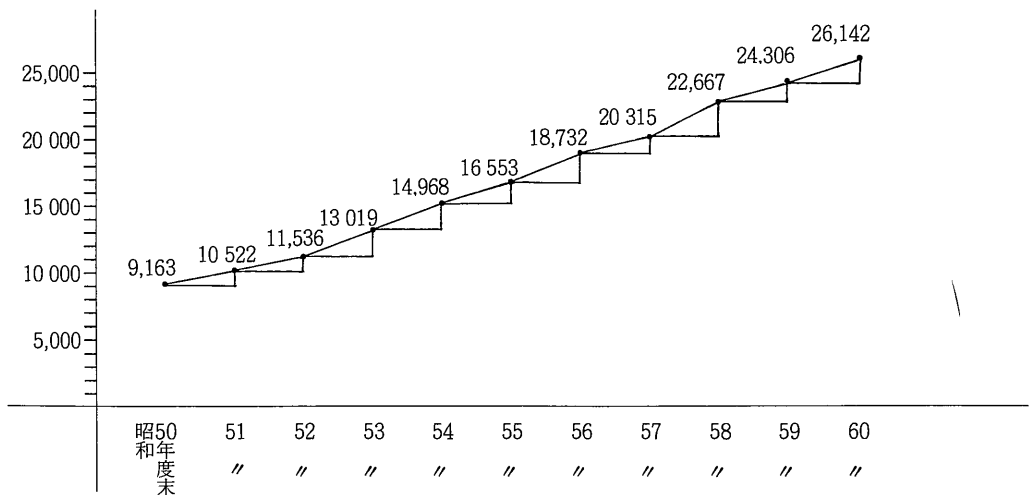


表 127 保健所別浄化槽設置基数

(昭和61年3月末現在)

人槽	保健所	鳥 取	郡 家	倉 吉	米 子	根 雨	計
～ 20		7,783	1 572	4 253	7,121	364	20 693
21～ 50		927	171	838	1 293	92	3 321
51～ 100		373	63	312	515	45	1,308
101～ 200		139	25	116	163	17	460
201～ 300		58	13	52	67	8	198
301～ 500		31	5	26	37	4	103
小 計		8,911	1,849	5 597	9,196	530	26,083
501～ 1 000		15	2	6	24	1	48
1,001～ 2 000		2			4		6
2 001～ 3,000				1	3		4
3 001～ 4 000				1			1
小 計		17	2	8	31	1	59
合 計		8,928	1 851	5 605	9,227	531	26,142

表 128 浄化槽工事業者数

(昭和61年3月末現在)

項 目	登録業者	届出業者	合 計
業 者 数	1 6	1 3 4	1 5 0

表 129 浄化槽保守点検業者数

(昭和61年3月末現在)

保健所名	鳥 取	郡 家	倉 吉	米 子	根 雨	合 計
業 者 数	1 8	2	6	2 3	3	5 2

注. 業者数とは、主たる営業所の所在地による。

5 監視・指導状況

廃棄物処理法第19条に基づく立入検査状況は次表のとおりである

表 130 廃棄物関係監視 指導状況

(昭和60年度)

立入場所 検査件数	一 般 廃 棄 物						産 業 廃 棄 物						下終末 水処理 施設 道設	合 計
	し尿 処理 施設	浄 化 槽	ごみ 処理 施設	粗処 大理 ご施 み設	そ の 他	小 計	排 出 事 業 所	処 理 業 者	中 間 処 理 施 設	最 終 処 分 場	そ の 他	小 計		
立入検査件数	98	1 249	88	0	41	1,476	20	18	91	63	14	206	61	1 682
理化学検査 件数	87	379	89		14	569	3		16	60	0	79	60	629

第2節 産業廃棄物の現況

事業活動に伴って排出される産業廃棄物は、生産活動の拡大と消費生活の向上により増加の一途をたどり、また、質的にも多様化する状況にある。

本県においては、昭和56年度に産業廃棄物実態調査を行い、これを基に昭和57年7月に第二次の処理計画を策定し、計画目標年度を昭和65年度とした。

1 産業廃棄物処理計画の概要

(1) 産業廃棄物の発生状況

昭和55年における産業廃棄物の発生量は表131のとおりであり、2,848,631トンと推計される。

業種別では、製造業が1,326,589トン/年と発生量の46.6%を占め最も多く、次いで農業1919,466トン/年の32.3%であり、以下鉱業11.1%、建設業7.2%となっている。

種類別では、無機性汚でいが1,040,803トン/年と36.5%を占め最も多く、次いで家畜ふん尿916,580トン/年の32.2%、有機性汚でい666,622トン/年の23.4%となっている。

また、地域別では、西部地域1,556,397トン/年の54.6%、東部地域860,547トン/年の30.2%、中部地域431,687トン/年の15.2%の順となっている。

表131 昭和55年全域推計発生量

(t/年)

	総計	漁業	鉱業	製造業	卸・道 小売業 路 運送業	電気・ガ ス・水 道業	サービ ス業	建設業	農業	
総計	2,848,631	111	316,319	1,326,589	4,174	980	70,886	4,851	205,255	919,466
燃えから	1,915	0	0	1,910	0	0	0	0	5	-
汚でい	1,707,425	0	280,035	1,184,385	907	58	70,723	913	170,404	-
無機性汚でい	1,040,803	0	280,035	589,009	907	58	0	390	170,404	-
有機性汚でい	666,622	0	0	595,376	0	0	70,723	523	0	-
廃油	2,365	75	1	404	1,309	140	5	411	20	-
一般廃油	2,302	71	1	364	1,291	140	5	410	20	-
固型油	14	0	0	14	0	0	0	0	0	-
油でい	49	4	0	26	18	0	0	1	0	-
廃酸	1,469	0	0	1,412	0	0	0	57	0	-
廃アルカリ	73	0	0	52	0	0	0	21	0	-
廃プラスチック類	5,900	25	0	2,589	829	544	2	333	47	1,531
廃プラスチック	4,460	25	0	2,581	45	16	2	213	47	1,531
廃タイヤ	1,440	0	0	8	784	528	0	120	0	-
紙くず	7,011	-	-	7,011	-	-	-	-	-	-
木くず	69,556	-	-	69,556	-	-	-	-	-	-

	総計	漁業	鉱業	製造業	卸・道 小売業運送業	電気・ガ ス水道業	サービ ス業	建設業	農業	
繊維くず	479	-	-	479	-	-	-	-	-	
動植物性残渣	22,726		-	22,726	-	-	-	-	-	
ゴムくず	19	0	0	19	0	0	0	0		
金属くず	21,013	11	99	17,533	1,113	231	146	1,218	662	
ガラスくず及び陶磁器くず	9,202	0	0	7,019	16	7	10	1,898	252	
鉱さい	48,330	0	36,184	11,237	0	0	0	0	909	
建設廃材	33,047	0	0	91	0	0	0	0	32,956	
ダスト類	166	0	0	166	0	0	0	0	0	
家畜ふん尿	916,580	-	-	-	-	-	-	-	-	916,580
家畜の死体	1,355	-	-	-	-	-	-	-	-	1,355

(2) 産業廃棄物の処理・処分状況

ア 処理 処分の概要（農業及び水道業を除く。）

実態調査によって推計された産業廃棄物発生量（農業及び水道業を除く。）は 1 858,442 トン／年で、その処理 処分状況は表 132 のとおりである。これによると、発生量の 8 4 1 % に当たる 1 562 575 トン／年が何らかの形で中間処理され、2 3 2 % に当たる 430 058 トン／年が最終的な処分の対象となっている。処分の内訳については、処分対象量の 7 5 2 % が再生利用され、2 4 1 % が埋立処分されている状況となっている

表 132 種類別処理 処分状況（農業及び水道業を除く）

(t / 年)

	発生量	中間処理量	処分対象量	処 分 の 内 訳		
				再生利用量	埋立処分量	保管・その他
総計	1 858,442 (100.0)	1,562,575 (84.1)	430 058 (23.2) [100.0]	323 356 (17.4) [75.2]	103 826 (5.6) [24.1]	2 876 (0.2) [0.7]
無機性汚でい	1,040 803 (100.0)	1 004 108 (96.5)	139,897 (13.4) [100.0]	103 034 (9.9) [73.6]	36,799 (3.5) [26.3]	64 (0.0) [0.0]
有機性汚でい	595 899 (100.0)	519,852 (87.2)	87,137 (14.6) [100.0]	75 996 (12.8) [87.2]	10 983 (1.8) [12.6]	158 (0.0) [0.2]
木くず	69,556 (100.0)	13 682 (19.7)	56,581 (81.3) [100.0]	49,886 (71.7) [88.2]	6 610 (9.5) [11.7]	85 (0.1) [0.1]
鉱さい	48,330 (100.0)	12,411 (25.7)	48,330 (100.0) [100.0]	37,675 (78.0) [78.0]	10 491 (21.7) [21.7]	164 (0.3) [0.3]

	発生量	中間処理量	処分対象量	処 分 の 内 訳		
				再生利用量	埋立処分量	保管・その他
建設廃材	33,047 (100.0)	3,780 (11.4)	33,047 (100.0) 〔100.0〕	5,613 (17.0) 〔17.0〕	25,701 (77.8) 〔77.8〕	1,733 (5.2) 〔5.2〕
動植物性残渣	22,726 (100.0)	1,271 (5.6)	21,479 (94.5) 〔100.0〕	21,172 (93.2) 〔98.6〕	275 (1.2) 〔1.3〕	32 (0.1) 〔0.1〕
その他	48,081 (100.0)	7,471 (15.5)	43,587 (90.7) 〔100.0〕	29,980 (62.4) 〔68.8〕	12,967 (27.0) 〔29.7〕	640 (1.3) 〔1.5〕

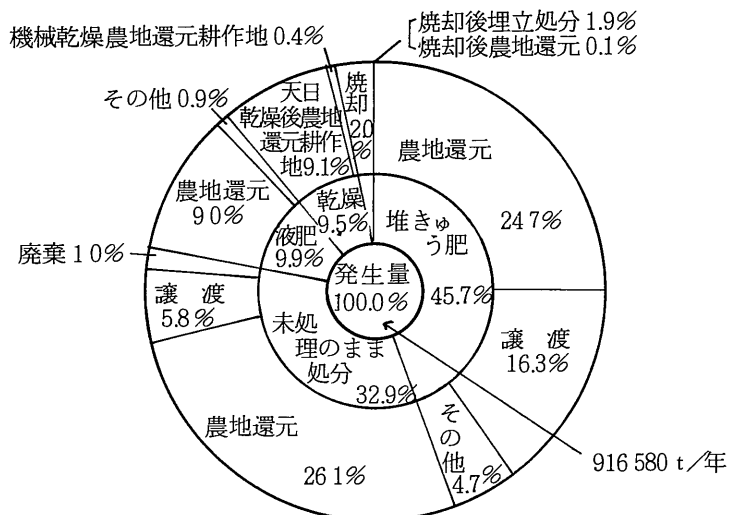
備考 () 発生量に対する割合
〔 〕 処分対象量に対する割合

イ 農業からの産業廃棄物の処理 処分状況

(ア) 家畜ふん尿

家畜ふん尿の発生量は、916,580トン/年と推計され、その処理・処分状況は図16のとおりであり、ほとんどが堆きゅう肥、液肥とし、あるいは未処理のまま肥料として農地還元(再生利用)されており、有効利用されていないものは廃棄及び焼却後埋立処分であるがそれぞれ10%、19%となっている

図16 家畜ふん尿の処理・処分状況



(イ) 農業用廃プラスチック

農業用廃プラスチックの発生量は、1,531トン/年となっており、その処理・処分状況については焼却処理が最も多く63.3%を占め、以下埋立処分18.9%、回収等その他処理12.7%、再生利用5.1%となっている。

ウ 水道業からの産業廃棄物は、下水道終末処理場から発生する有機性汚濁であり、その発生量は70723トン/年(県土木部調査による)となっており、脱水・焼却等中間処理により892トン/年に減量された後、焼却灰として埋立て処分されている

(3) 処理計画

実態調査の結果から、産業廃棄物発生量を予測すると、昭和60年度において約342万トン、昭和65年度において約379万トンとなる。これらの産業廃棄物発生量の増加を踏まえて処理計画を定め、より適正な処理を図ることとした。

ア 処理責任の明確化

事業者は、法に規定される事業者処理責任に基づき中間処理施設の整備、共同処理の推進等により適正な処理を行うとともに、廃棄物の資源化、再生利用に努める。

産業廃棄物処理業者は、事業者の責務を補完する立場であることを自覚した上で、中間処理施設及び最終処分場の整備、処理技術の向上に努め、適正な処理を行うものとする。

また、市町村は一般廃棄物の処理計画との整合性を図り、一般廃棄物との併せ処理に努めるものとし、県は、事業者等の行う産業廃棄物の処理及び資源化・再生利用に関し必要な指導・助言を行うとともに、円滑な事業推進が図られるよう処理技術等の情報の収集・提供、広報活動の実施に努める。

イ 方法別処理・処分

産業廃棄物の処理に当たっては、保管、収集・運搬、中間処理、最終処分の流れに沿ってそれぞれ法に定める基準により適正に行うとともに、再生利用の促進を図る。

また、保管施設、収集・運搬容器及び車両は産業廃棄物の性状等に応じた構造のものをを用い、中間処理施設及び最終処分場の設置に当たっては、周辺的生活環境の保全に配慮する。

処分の実施に当たっては、適切な処理技術並びに処理施設を用いて、産業廃棄物の減量化、安定化、無害化を図り、地下水及び公共水域の汚染等二次公害の発生防止に十分配慮して埋立て処分を行うこととする。

ウ 種類別処理・処分

無機性汚濁では、本県の産業廃棄物発生量の37%を占めるが、最も多い窯業・土石製品製造業並びに鉱業からの砂利洗浄汚濁については、排出場所において脱水・乾燥の処理を行った後、再利用に努めるものとし、他の無機性汚濁については無害であることを確認して埋立て処分することとする。有機性汚濁については、焼却等中間処理後埋立て処分するとともに、農地還元する等再生利用を図ることとする。いずれにしても、中間処理施設の整備等により減量化に努めるものとする。

家畜ふん尿は、産業廃棄物発生量の32%を占めているが、そのうち97%が農地還元等有効利用されている現状から、有機質肥料源としての有効利用を更に推進するものとする。

また、木くず、紙くず、繊維くず等焼却可能なものについては、焼却後埋立て処分すること

とし、建設廃材、カフスクす及び陶磁器くす等については、破砕等適切な中間処理後土地造成等への再利用を推進するものとする

(4) 処理計画の推進

計画の推進に当たって、県は、広報を実施して、事業者及び処理業者に対する処理責任と適正処理の認識、一般住民に対する産業廃棄物の正しい認識と法の趣旨の理解を図るとともに、事業者及び処理業者への監視 指導を強化して、適正な処理 処分の推進を図るものとする。

事業者は、製造工程等産業廃棄物の発生過程の見直し等により発生量を抑制すると同時に、資源化・再生利用の促進により処理の合理化を図るとともに、適切な処理施設の設置及び最終処分場用地の確保等に努めるものとする。

(5) 産業廃棄物処理専門部会

昭和50年に策定した産業廃棄物処理計画実施指導方針に基づき設置した産業廃棄物処理専門部会については、必要に応じて開催し、適正な処理方針を検討するものとする。

2 産業廃棄物処理業の許可の現況

産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないが、本県における許可の現況は次表のとおりである。

産業廃棄物処理業者に対しては、処理設備の整備等の指導により 適正処理の推進を図るものとする

表 133 産業廃棄物処理業の許可の現況

(昭和61年3月末現在)

業の種類		取り扱う産業 廃棄物の分類	安定型 産業廃棄物	管理型 産業廃棄物	廃油類	酸分類 廃アルカリ	計 (実業者数)
県 内 業 者	収 集 ・ 運 搬		9	10	5	1	25(18)
	収集・運搬、中間処理		0	3	1	0	4(4)
	収集・運搬、最終処分		8	5	0	0	13(10)
	収 集 ・ 運 搬 中間処理、最終処分		1	1	0	0	2(1)
県外収集 運搬業者			26	21	22	13	82(49)

備 考 (1) 安定型産業廃棄物とは、廃プラスチック類、コムくす、金属くす、カフスクす及び陶磁器くす、建設廃材をいふ。

(2) 管理型産業廃棄物とは、安定型産業廃棄物、廃油類、廃酸、廃アルカリ以外の産業廃棄物をいふ

第 9 章 中小企業者に対する貸付け

(1) 県では、企業が公害防止施設を設置する場合に、企業の公害防止を側面から援助するため、昭和 46 年度から、公害防止施設整備に対する貸付けを行っている

表 134 鳥取県公害防止資金貸付制度（昭和 61 年度）

貸付対象	中小企業者又は事業協同組合等
対象施設	土地、建物、構築物、機械設備
貸付限度額	3000万円以内（組合にあっては4000万円以内）
貸付利率	年5.8%以内（保証付の場合年5.4%以内）
返済方法	7年以内（1年以内の据置きを含む。）
取扱金融機関	商工組合中央金庫鳥取支店 米子支店

昭和 55 年度以降の貸付実績は、下表のとおりである

表 135 公害防止資金貸付実績

年 度	貸付件数	貸付金額
昭和 55	5 件	7,380 万円
56	4	10,800
57	6	10,075
58	3	6,220
59	1	3,000
60	2	3,500

表 136 施設別貸付実績

年度	施設別 貸付実績		汚水処理施設		はいじん防止施設		そ の 他	
	件数	貸付金額	件数	貸付金額	件数	貸付金額	件数	貸付金額
昭和 55	5 件	7,380 円	- 件	- 円	- 件	- 円	- 件	- 円
56	3	9,000	1	1,800	-	-	-	-
57	2	2,825	-	-	-	-	4	7,250
58	3	6,220	-	-	-	-	-	-
59	1	3,000	-	-	-	-	-	-
60	2	3,500	-	-	-	-	-	-

(2) 中小企業近代化資金等助成法による設備近代化資金（無利子）による貸付け

表 137 中小企業設備近代化資金貸付実績

年 度	件 数	金 額	対 象 施 設
昭和 55	} 該当なし	1 441 万円	汚水処理施設
56			
57			
58			
59			
60			

(3) 中小企業金融公庫、国民金融公庫による貸付け

表 138 中小企業金融公庫、国民金融公庫による貸付実績

		（産業公害防止貸付）		（公害貸付）	
年度	制度	中小企業金融公庫		国民金融公庫	
	貸付実績	件 数	金 額	件 数	金 額
昭和 55		2件	5 000 万円	7件	4 050 万円
56		1	3 000	1	3 000
57		5	10 550	-	-
58		1	2 000	-	-
59		2	9,000	-	-
60		4	21 000	1	130

(4) 公害防止事業団貸付け

表 139 公害防止事業団貸付実績

年 度	件 数	金 額	対 象 施 設
昭和 55	} 該当なし	9,900 万円	産業廃棄物処理施設（6,900 万円） 汚水処理施設（3,000 万円）
56			
57			
58			
59			
60			

第10節 公害紛争処理 公害苦情等

第1節 公害紛争処理制度の現況

公害をめぐる紛争は、因果関係の解明が困難なところから、公害の裁判による解決に膨大な時間と費用を要するのが実情であり、しかも公害の被害は単に財産上の被害にとどまらず、人の健康、生命に及ぶ場合も少なくなく、また、被害者は比較的弱い立場にある一般住民であるのが通例である。

このため、訴訟とは別に紛争を早期に解決することを目的に、昭和45年に公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）が制定された。

この法律に規定する紛争処理の方法は、あっせん、調停、仲裁並びに裁定となっており、紛争処理機関は、中央機関と都道府県機関とがあり、都道府県の機関については、常設の審査会方式の機関と紛争処理にあたるべき候補者をあらかじめ委嘱しておく名簿方式とがある。

本県の場合は、名簿方式を採用し、公害審査委員候補者13名をおき、公害紛争事件が申請された場合は、知事が候補者の中から3人の委員を指名し、公害紛争の処理にあたる体制をとっている。

第2節 公害苦情受理処理状況

1 公害苦情受理状況（県、市町村新規受理分）

(1) 昭和60年度における本県の公害苦情受理件数は160件であり、昭和59年度193件に比べて33件減少している

(2) 年度別公害苦情種類別受理件数は、次のとおりである

年度 公害の種類	昭和55	56	57	58	59	60
大気汚染	3	16	15	17	12	11
水質汚濁	34	34	31	24	29	26
騒音	36	37	25	35	32	28
振動	7	4	3	4	6	1
悪臭	17	29	26	37	41	35
土壌汚染	-	1	-	-	-	1
その他	76	88	117	54	73	58
計	173	209	217	171	193	160

公害の種類別苦情は、昭和60年度受理件数中では、悪臭35件（22%）騒音28件

(17%) 水質汚濁26件(16%)、大気汚染11件(7%) 振動1件(1%) 土壌汚染1件(1%)、その他58件(36%)となっている。

(3) 受理件数の多い市町村は、米子市46件(前年度58件)を最高に、鳥取市42件(前年度58件)、倉吉市23件(前年度34件)、境港市21件(前年度11件)、羽合町4件(前年度0件)、大栄町3件(前年度0件) 大山町2件(前年度0件)の順となっている

2 公害苦情の処理状況

昭和60年度における公害苦情件数160件中解決したもの153件で、解決率は96%となっている。

昭和60年度の公害苦情種類別処理状況は、次のとおりである

区分 公害の種類	受理件数 A	解決件数 B	解決率 ($\frac{B}{A} \times 100$) %
大気汚染	11	11	100
水質汚染	26	23	88
騒音	28	27	96
振動	1	1	100
悪臭	35	32	91
土壌汚染	1	1	100
その他	58	58	100
計	160	153	96

3 公害苦情の種類別発生源内訳

公害の発生源別では、製造業37件(23%)、畜産業15件(10%) 家庭11件(7%) 商店飲食店7件(4%) 建築土木工事5件(3%) 交通機関2件(1%) その他83件(52%)となっている

種類 発生源	製造業	建築土木工事	交通機関	畜産業	家庭	商店飲食店	その他	計
大気汚染	4	2	-	-	-	-	5	11
水質汚染	7	-	1	6	1	1	10	26
騒音	9	1	1	-	3	5	9	28
振動	-	1	-	-	-	-	-	1
悪臭	11	-	-	9	7	1	7	35
土壌汚染	1	-	-	-	-	-	-	1
その他	5	1	-	-	-	-	52	58
計	37	5	2	15	11	7	83	160

表140 昭和60年度公害苦情件数

区分 市町村名	新規	繰越	合計	処理 (解決)	翌年 繰越	合計	備考
鳥取市	42	3	45	43	2	45	
米子市	46		46	44	2	46	
倉吉市	23		23	22	1	23	
境港市	21		21	21		21	
岩美郡							
国府町							
岩美町							
福部村							
八頭郡							
那家町							
船岡町							
河原町							
八東町							
若桜町							
用瀬町							
佐治村							
智頭町	1		1	1		1	
気高郡							
気高町		1	1	1		1	
鹿野町							
青谷町							
東伯郡							
羽合町	4		4	3	1	4	
泊村							
東郷町							
三朝町							
関金町							
北条町		2	2	2		2	
大栄町	3		3	1	2	3	
東伯町							
赤碓町							
西伯郡							
西伯町							
会見町	1		1	1		1	
岸本町							
日吉津村		2	2	1	1	2	
淀江町		1	1		1	1	
大山町	2		2	1	1	2	
名和町							
中山町	1		1	1		1	
日野郡							
日南町		2	2	2		2	
日野町							
江府町							
溝口町							
県計	16	2	18	17	1	18	
計	160	13	173	161	12	173	

表 141 公害の種類別件数（新規）

市町村名	区分	大 気	水 質	土 壤	騒 音	振 動	悪 臭	計	その他	合 計
鳥 取 市		8	6		14		6	34	8	42
米 子 市			1	1	5		6	13	33	46
倉 吉 市			4		5	1	6	16	7	23
境 港 市					4		9	13	8	21
岩 美 郡										
国 府 町										
岩 美 町										
福 部 村										
八 頭 郡										
郡 家 町										
船 岡 町										
河 原 町										
八 東 町										
若 桜 町										
用 瀬 町										
佐 治 村										
智 頭 町							1	1		1
気 高 郡										
気 高 町										
鹿 野 町										
青 谷 町										
東 伯 郡										
羽 合 町		1	2					3	1	4
泊 村										
東 郷 町										
三 朝 町										
関 金 町										
北 条 町										
大 栄 町		1	1				1	3		3
東 伯 町										
赤 碓 町										
西 伯 郡										
西 伯 町										
会 見 町									1	1
岸 本 町										
日 吉 津 村										
淀 江 町										
大 山 町			2					2		2
名 和 町										
中 山 町			1					1		1
日 野 郡										
日 南 町										
日 野 町										
江 府 町										
溝 口 町										
県		1	9	0	0	0	6	16		16
計		14	26	1	28	1	35	102	58	160

第3節 企業の公害防止管理者等の設置

1 公害防止管理者等の設置

昭和46年6月制定された「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により、一定の要件を備えた特定施設を有する工場は、その特定施設の区分（大気、水質、騒音、粉じん、振動）ごとに公害防止管理者を選任することを義務付けられ、このほか、従業員の数、工場の規模によっては、公害防止統括者、公害防止主任管理者も選任しなければならないことになっている。本県において公害防止管理者等を選任している工場数は49工場である。

表142 公害防止管理者等設置状況

業 種 名	工 場 数	公 害 防 止 統 括 者	大 気 関 係 公 害 防 止 管 理 者				水 質 関 係 公 害 防 止 管 理 者				騒 音 関 係 公 害 防 止 管 理 者	粉 じ ん 関 係 公 害 防 止 管 理 者	振 動 関 係 公 害 防 止 管 理 者	公 害 防 止 主 任 管 理 者	
			第 一 種	第 二 種	第 三 種	第 四 種	第 一 種	第 二 種	第 三 種	第 四 種					
(12) 食 料 品 製 造 業	6	2 (2)				5 (5)					2 (1)				
(13) た ば こ 製 造 業	2	2 (2)				2 (2)									
(14) 織 維 工 業	1					1					1				
(16) 木 材、木 製 品 製 造 業	1	1 (1)				1 (1)									
(18) パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	2	2 (2)			2 (2)				1 (1)	1 (1)					1 (1)
(20) 化 学 工 業	1					1									
(21) 石 炭 油 ・ 製 品 製 造 業	10	4 (4)				10 (9)						1 (1)			
(25) 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	16	7 (7)										16 (12)			
(26) 鉄 鋼 業	3	2 (2)			1 (1)						2 (2)		2 (1)		
(28) 金 属 製 品 製 造 業	5	3 (3)							3 (3)		1 (1)		2 (1)		
(30) 電 気 機 械 器 具 製 造 業	1	1 (1)				1 (1)			1 (1)		1 (1)		1 (1)		
(37) ガ ス 業	1	1				1									
計	49	25 (24)			3 (3)	22 (18)			4 (4)	1 (1)	4 (2)	4 (4)	17 (13)	5 (3)	1 (1)

(注) 1 業種番号、業種名は日本産業分類による
2 ()は、代理者の数である。